



# 青峰学園進路だより

令和6年 3月18日  
東京都立青峰学園校長  
吉池 久  
進路指導部 文責 遠藤 遥

日頃より本校の教育活動・進路指導にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

今年度も残り僅かとなり、卒業学年は残り少ない学校生活を惜しみながら、一日一日を大切に過ごしています。

学校では各部門・学年で学びを深めながら、現場実習やインターシップ等に取り組んでいます。

就業技術科3年生は、3月1日（金）の成果発表会で、これまでの2年間のコースの授業で培った力を大いに発揮することができました。

就職先の企業の方や事業所の方が見に来てくださり、様々な方に働く態度や技能を発揮するよい機会となりました。

さて、今年度最終号の進路だよりは、2月15日（木）に行われた第4回進路学習会で特定非営利法人秋川流域生活支援ネットワーク理事長 藤間英之氏から、「移行支援住居」と「就労選択支援制度等」とについて御講演いただいた内容を一部御紹介いたします。

## 「移行支援住居についての概要」

- 共同生活援助を一定期間利用した後に、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する、共同生活住居での支援を受けられるサービスです。
- サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援を行います。
- 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や、利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施します。
- 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における支援チームへの引継ぎ等を行います。

### A 指定共同生活援助事業所

管理者	A 指定共同生活事業所 共同生活住居 (a) 利用期間は本人の状況による
	A 指定共同生活援助事業所 共同生活住居 (b) * 利用期間は本人の状況による
	A 指定共同生活援助事業所 共同生活住居 (c) * 利用危難は本人の状況による
	A 指定共同生活援助 移行支援住居 (7人以下を想定) * 利用者の希望する生活の実現に向けて一定期間の支援を実施 サービス管理責任者：社会福祉士、精神保健福祉士 障害者ピアサポート研修修了者

サービス  
管理責任者

世話人、  
生活支援員

## 「就労定着支援A型について」

○対象者・・・通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な者。  
65歳に達する前5年間障害者福祉サービス支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労定着支援A型の支給決定を受けていた者は、当該サービスについて引き続き利用することが可能。

### <サービス内容>

通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて、支援します。

多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう利用定員10人からの事業実施が可能であり、利用期間の制限はありません。利用料は、所得、収入により支払う場合があります。平均賃金は、月額78,975円、時間額で887円となります。利用期間の規定はありません。B型との違いは、雇用契約を結んだ上で働くことです。

#### 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	724単位/日
	150点以上170点未満	692単位/日
	130点以上150点未満	676単位/日
	105点以上130点未満	655単位/日
	80点以上105点未満	527単位/日
	60点以上80点未満	413単位/日
	60点未満	319単位/日

#### 主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ) 15,10,6単位

⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師を追加

⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



## <就労定着支援について>

対象者・・・就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過している必要がある。

### <サービス内容>

相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決をする支援が受けられます。

○月1回以上は対面相当の支援、月1回以上は企業訪問があり、利用期間は3年間。

(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐこととなります。)

○就職後に生じた課題悩みやトラブルに対して、就労定着支援員が障害者本人と会社を仲立ちし、相談や助言など必要な支援を行います。

\*就労移行支援との違いは、「就職後のサポート」を目的とした点です。生活面や体調面、就業面での支援が得られたり、会社に「職場での配慮」等を相談したりすることもできます。

### <就労選択支援について>

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するものです。

### <サービス内容>

作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理します。自分に合った働き方を実現し、働く上での課題改善等に向けて、どのような方法で何に取り組むのか、どこで取り組むか等の本人の自己理解を促すことを担当者が支援します。

専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する者から、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能です。

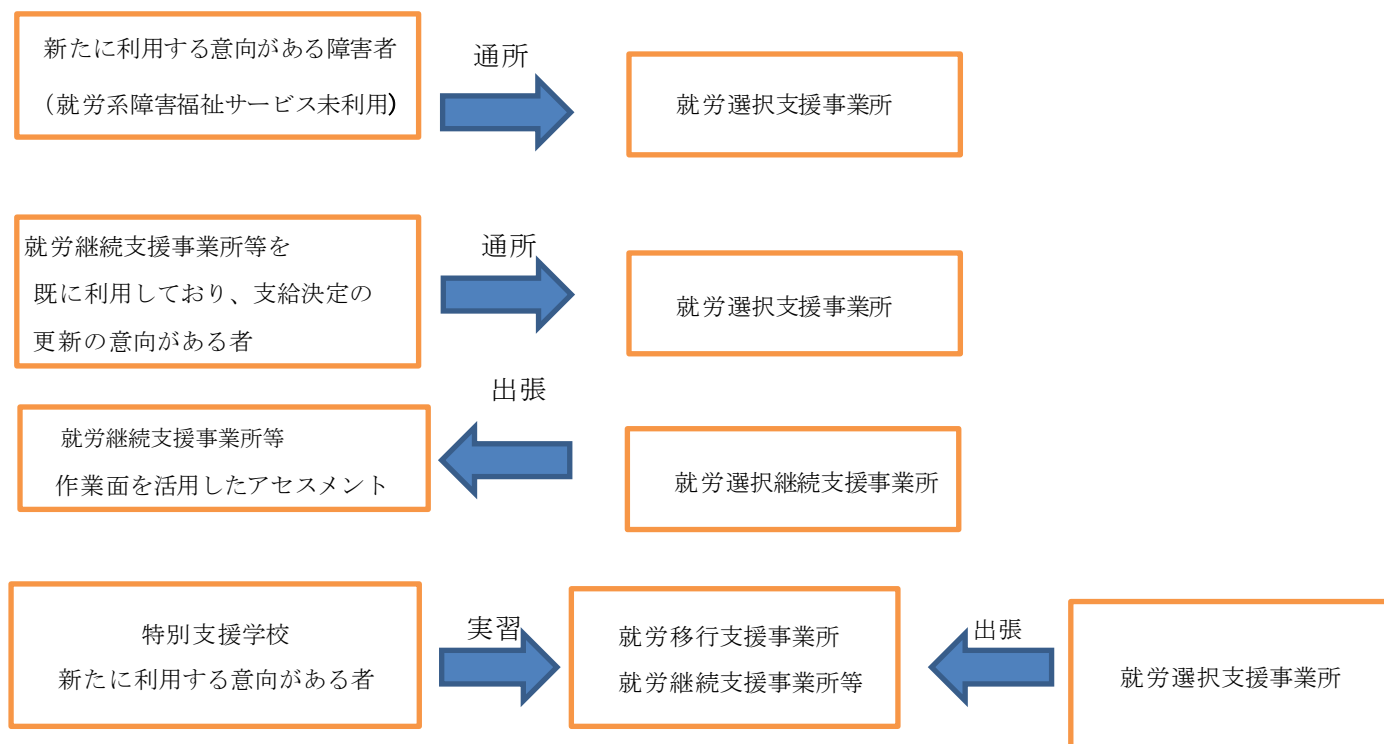
アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにし、その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援します。

### <期待される効果>

本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となります。

本人と協同して整理した内容や、地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となります。また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となります。

### 就労選択支援の利用方法のイメージ



### <就労選択支援対象者のイメージ>

就労選択支援の対象者のうち、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある者は、就労先や働き方を選択するに当たって、支援の必要性が高いと考えられることから、施行当初の令和 7 年 10 月以降から、就労継続支援 B 型の利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することができます。新たに就労継続支援 A 型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて支給決定の更新の意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和 9 年 4 月以降、利用申請前に、原則として就労選択支援を利用することができます。

既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用は原則としてできません。

より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、3 年生以外の特別支援学校高等部の各学年で実施することを可能とします。在学中に複数回実施することや職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能となります。以下は、特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）になります。このように、夏休み等に利用してもらうことも可能です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 年生	入学		保護者面談	職業ガイダンス	就労選択支援				職場実習	保護者面談		
2 年生			職場実習	保護者面談	就労選択支援			職場実習	保護者面談			
3 年生			職場実習	保護者面談	職場実習	就労選択支援		職場実習	保護者面談			卒業

今年度の進路だよりの発行は、今回で最終回になります。御覧いただきまして、誠にありがとうございました。また、第三回進路学習会の内容、第四回進路学習会の内容が以下のバーコードから御覧になれます。進路だよりには載せきれていない情報もたくさん紹介されているのでぜひ、御覧ください。



#### 第 3 回進路学習会

社会保険労務士法人 山口人事労務オフィス代表社員  
社会保険労務士 谷口 素子 氏より、「障害基礎年金」  
について



#### 第 4 回進路学習会

特定非営利法人秋川流域生活支援ネットワーク理事長  
藤間英之氏より、「令和 6 年度主要な改正」と「就労支  
援」について